

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (就労継続支援A型)

新潟市福祉部障がい福祉課
指定係

令和6年度報酬改定の主な内容のうち、就労継続支援A型に係る大きな変更があった事項について、障がい福祉課指定係より説明します。

説明の中にある、加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等を、わかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q & A等を確認し、すべての要件を満たした上で、報酬を算定して下さい。

就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	-20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

就労継続支援 A 型においては、令和 6 年度の報酬改定で、スコア方式による評価項目の見直しが図られました。

主な見直し箇所は、資料の赤枠内の 5 点です。

1 点目、労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。

2 点目、生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。

3 点目、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。

4 点目、利用者が一般就労できるよう、知識、及び能力の向上に向けた支援の取組を、行った場合について、新たな評価項目を設ける。

5 点目、経営改善計画書、未提出の事業所、及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たに、スコア方式に経営改善計画に基づく取組を、行っていない場合の減点項目を設ける。

目次

1. 生産活動の評価の見直し
2. 利用者の知識・能力向上のための支援の評価
3. 経営改善計画の作成状況による評価

ここでは、

- 1、生産活動の評価の見直し
 - 2、利用者の知識・能力向上のための支援の評価
 - 3、経営改善計画の作成状況による評価
- の3点についてお話しします。

1. 生産活動の評価の見直し

1. 生産活動の評価の見直しについてです。

1. 生産活動の評価の見直し

(賃金及び工賃)

第192条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

前々々年度	前々年度	前年度	スコア
+	+	+	60点
-	+	+	50点
-	-	+	40点
-	+	-	20点
+	-	-	-10点
-	-	-	-20点

就労継続支援A型は、運営基準第192条第2項において、事業者は、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないと定められています。

令和6年度の報酬改定により、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合の評価を厳しくする等の見直しがおこなわれました。

表のとおり、生産活動収支により、プラス60点からマイナス20点の、評価がされます。

2. 利用者の知識・能力向上のための 支援の評価

2. 利用者の知識・能力向上のための支援の評価についてです。

2. 利用者の知識・能力向上のための支援の評価

利用者の知識・能力の向上のための支援を実施し、当該支援の具体的な内容並びに利用者、連携先の企業及び事業所等の意見等を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に、10点のスコアを算定する。（スコア告示）

利用者の知識・能力向上のための支援は、令和6年度の報酬改定で新たに設けられた項目です。

利用者の知識・能力の向上のための支援を実施し、当該支援の具体的な内容、並びに利用者、連携先の企業、及び事業所等の意見等を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に、10点のスコアが算定されます。

利用者の知識・能力向上のための支援 取組方法

- (1) 社会福祉協議会やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、企業等の関係機関の職員が講師として実施する。(スコア告示)
 - ※ 就労継続支援A型事業所が、研修等の企画準備から実施まで主体的に関わることとし、関係機関単独で取り組むことがないようにすること。(R6厚労省Q&A VOL.5 問4)
- (2) (1)の関係機関と連携して、内容を十分に理解した当該就労継続支援A型事業所の職員が実施することも可能とする。ただし、その場合には、当該関係機関と連携している旨を公表の際に記載すること。(スコア告示)

利用者の知識・能力向上のための支援の取組方法としては、(1)の、社会福祉協議会や、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業生活支援センター、企業等の関係機関の職員が講師として実施する方法があります。

なおこの場合は、就労継続支援A型事業所が、研修等の企画準備から実施まで主体的に関わることとし、関係機関単独で取り組むことがないようにしてください。

続いて(2)の取組方法です。(1)の関係機関と連携して、内容を十分に理解した、当該就労継続支援A型事業所の職員が、実施することも可能です。

ただしこの場合には、当該関係機関と連携している旨を、公表の際に記載してください。

利用者の知識・能力向上のための支援 取組例

- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターと連携し、社会のルール、ビジネスマナーの研修や、模擬面接、企業見学等の一般就労に向けた取組を行う。（スコア告示）
- ・施設外就労先の企業等と連携し、就労継続支援 A 型事業所が請け負っている生産活動以外に関する仕事に関する研修を行う。（スコア告示）
- ・衣料品業界や化粧品業界の企業による身だしなみ研修を行う。（スコア告示）
- ・社会福祉協議会や社会保険労務士等から金銭管理等の研修等を受け、内容を十分に理解した事業所の職員が、事業所の利用者に対して、金銭管理等の勉強会を行う。（スコア告示）
- ・就労継続支援 A 型事業所の職員及び利用者が請負先の企業等の作業現場を見学し、仕事に関するノウハウを学び、事業所内で共有する場合。（R6厚労省Q&A VOL.5 問4）
- ・地域の就労支援機関の職員が就労継続支援 A 型事業所に出向き、就労継続支援 A 型事業所の職員及び利用者に対して J S T（職場対人技能トレーニング）研修を行う場合。（R6厚労省Q&A VOL.5 問4）

利用者の知識・能力向上のための支援の取組例として、スコア告示及び厚生労働省の Q & A にあるものを紹介します。

1 点目、ハローワークや、障害者就業生活支援センター、地域障害者職業センターと連携し、社会のルール、ビジネスマナーの研修や、模擬面接、企業見学等の一般就労に向けた取組を行うもの。

2 点目、施設外就労先の企業等と連携し、就労継続支援 A 型事業所が、請け負っている生産活動以外に、関する仕事に関する研修を行うもの。

3 点目、衣料品業界や、化粧品業界の企業による、身だしなみ研修を行うもの。

4 点目、社会福祉協議会や、社会保険労務士等から、金銭管理等の研修等を受け、内容を十分に理解した、事業所の職員が、事業所の利用者に対して、金銭管理等の勉強会を行うもの。

5 点目、就労継続支援 A 型事業所の職員及び利用者が、請負先の企業等の作業現場を見学し、仕事に関するノウハウを学び、事業所内で共有するもの。

6 点目、地域の就労支援機関の職員が、就労継続支援 A 型事業所に出向き、就労継続支援 A 型事業所の職員、及び利用者に対して、職場対人技能トレーニングを行うもの。

などがあります。

利用者の知識・能力向上のための支援 あてはまらない取組例

- ・ 障害者就業・生活支援センターへの登録及び相談等への同行。
- ・ 公共職業安定所での職業相談や面接等への同行。
- ・ 個別の利用者に限った支援（地域障害者職業センターの職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等）を目的として実施する場合。
- ・ 関係機関が実施する研修・講座に利用者のみ参加させる場合。
- ・ 一般就労後の定着支援。

利用者の知識・能力向上のための支援にあてはまらない取組例も、厚生労働省のQ & Aにあります。
障害者就業生活支援センターへの、登録、及び相談等への同行や、公共職業安定所での職業相談や面接等への同行、個別の利用者に限った支援を目的として実施するもの、関係機関が実施する研修・講座に利用者のみ、参加させるもの、一般就労後の定着支援などは、利用者の知識・能力向上のための支援には、あてはまりませんので、ご注意ください。

3. 経営改善計画の作成状況による評価

3. 経営改善計画の作成状況による評価についてです。

3. 経営改善計画の作成状況による評価

就労継続支援 A 型事業所等が都道府県等から経営改善計画の提出を求められた際に、指定された期日までに提出されていない場合には、-50 点のスコアを算定する。（スコア告示）

令和 6 年度の報酬改定で、経営改善計画が指定された期日までに提出されていない場合には、マイナス 50 点のスコアが算定されることとなりました。

経営改善計画について

(令和6年3月29日付け障発0329第7号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」)

(略) 実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、都道府県等は、指定基準第192条第2項を満たさない場合、経営改善計画書等を提出させるとともに、必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則1年間の経営改善のための猶予期間とする。



1年後

経営改善計画について、お話しさせていただきます。
厚生労働省の通知により、都道府県や政令指定都市は、実地指導、又は就労支援事業別、事業活動明細書等を提出させることにより、実態を把握し、指定基準第192条第2項を満たさない場合、経営改善計画書等を提出させるとともに、原則1年間の経営改善のための猶予期間とする。とされています。

経営改善計画について

(令和6年3月29日付け障発0329第7号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」)

事業者が経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後、その実行状況と経営改善状況を確認することとする。計画終期において事業者が指定基準を満たさない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、更に1年間（2年目）の経営改善計画を作成させることを認めることとする。

- ・生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県等が認める場合
- ・生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合



1年後

1年後、経営改善計画書の実行状況と、経営改善状況を確認し、計画終期において、事業者が指定基準を満たさない場合であっても、つぎのいずれかの条件に該当する場合は、更に1年間の経営改善計画を作成することを、認めることとなります。

条件は、

条件1、生産活動に係る事業の収入額が増加している、又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると認められる場合、

条件2、生産活動に係る事業の収入額が、利用者に支払う賃金総額以上である場合、

条件3、提出済みの、経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると認められる場合、

経営改善計画について

(令和6年3月29日付け障発0329第7号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」)

こうした2年間の経営改善期間内で指定基準第192条第2項を満たさない場合であっても、都道府県等が今後も経営の改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合には追加で（3年目以降）更なる経営改善計画書等を作成させることができる。

- ・ 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ・ 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ・ 利用者に支払う賃金総額が増えている

経営改善の見込みがない場合又は計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

こうした2年間の経営改善期間内で、指定基準第192条第2項を満たさない場合であっても、都道府県等が今後も経営の改善が見込まれると、認める場合であって、次のいずれかの条件を満たす場合には、追加で、3年目以降の更なる経営改善計画書等を、作成させることができます。

条件は、

1、経営改善計画期間中に、生産活動に係る事業の収入額が増加している、又は、生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる、

条件2、利用者の平均労働時間が長くなっている、

条件3、利用者に支払う賃金総額が増えている、

経営改善の見込みがない場合、又は計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し、又は停止を検討することとなります。

指定基準第192条第2項を満たすよう、健全な経営に努めていただくとともに、経営改善計画の作成が、必要となった場合には、必ず、指定された期日内に、ご提出いただくようお願いいたします。